

特定非営利活動法人○○○○定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人○○○○という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を○○県○○市○○町○○丁目○番○号に置く。

2 この法人は、前項のほか、その他の事務所を○
○県○○市○○町○○丁目○番○号、…に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、[①] に対して、[②] に
関する事業を行い、[③] に寄与することを目的
とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次
に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) …

(2) …

・・・留意事項・根拠条文等・・・

*凡例 「法11①二」は、「NPO法
第11条第1項第2号」を示す。

<第 条>と下線を付した条は、法に
定める必要的記載事項である。それ以
外の条文は、法人の任意による記載事
項である。

<第1条>

必要的記載事項（法11①二）

<第2条>

必要的記載事項（法11①四）

注：「主たる事務所」と「その他の事
務所（＝従たる事務所）」を明確に区
分した上で、設置する事務所を全て記
載する。ただし、それぞれの事務所所
在地の最小行政区画以下の住所は任
意的記載事項である。

<第3条>

必要的記載事項（法11①一）

注：特定非営利活動を行うことを主た
る目的とした法人であること等を明
らかにする必要があります。例えば、
目的には、① 受益対象者の範囲、②
主要な事業、③ 法人の事業活動が社
会にもたらす効果（どのような意味で
社会の利益につながるのか）や法人と
しての最終目標等を具体的かつ明確
に伝わるように記載する。

<第4条>

必要的記載事項（法11①三）

注：法の別表に掲げる活動の種類のう
ち、該当するものを選択して記載する
（複数の種類の選択も可能）。

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① ○○○○○事業
- ② ○○○○○事業

(2) その他の事業

- ① △△△△△事業
- ② △△△△△事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の【 】種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

<第5条>

必要的記載事項（法11①三及び十一）

参考：法5

注1：第1項…法人が行う具体的な事業の内容を記載する。その際、「特定非営利活動に係る事業」と「その他の事業」の内容は明確に区分しなければならない。

注2：「その他の事業」を行わない場合は、「この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う」旨を記載し、第1項第2号及び第2項の記載を要しない。

注3：「特定非営利活動に係る事業」において、付随的な事業を行う場合には、「その他この法人の目的を達成するために必要な事業」旨を記載する。ただし、「その他の事業」ではこの旨の記載はできない。

参考：第2項…法5①

<第3章>

社員の資格の得喪に関する事項は必要的記載事項（法11①五）

参考：法2②一イ

<第6条>

注1：「社員」とは、社団の構成員のことで、総会議決権を有する者が該当する。

注2：賛助会員等、正会員以外の会員種別を定める場合は、正会員とそれ以外の会員を区別して、第2号以降にその旨を記載する。ただし、正会員（社員）以外の会員種別を定款で定めるかどうかは、法人の任意的記載事項。

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して【 】年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

<第7条>

注1：第6条において、正会員以外の会員について定める場合は、正会員とそれ以外の会員を区別して記載することもできる（以下、第11条まで同じ。）。正会員以外については任意的記載事項。

注2：社員（正会員）以外の会員の入会については、任意の条件を定めることができるが、社員（正会員）の資格取得については、不当な条件を付けてはならない。（法2②一イ）

<第8条>

注：入会金又は会費の設定がない場合は、記載を要しない。

<第9条>

注：第4号…除名を資格喪失の条件とする場合は、除名に関する規定を置く（第11条参照）。

<第10条>

注：退会が任意であることを明確にする。任意に退会できない場合などは法に抵触する。

<第11条>

注：総会の議決以外に理事会の議決やその他の機関の議決でも構わない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 ○○人
- (2) 監事 ○○人

- 2 理事のうち、1人を理事長、【 】人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

＜第4章＞…役員に関する事項は必要的記載事項（法11①六）

＜第12条＞

注1：第1項…理事は3人以上、監事は1人以上としなければならない（法15）。

注2：「理事」及び「監事」を明確に区分する。なお、役員の定数は「○○人以上○○人以下」というように上限と下限を設けることもできる。

注3：第2項…職名は、理事長、副理事長以外の名称を使用することもできる。

＜第13条＞

注1：第1項…総会以外で役員を選任することも可能。

注2：第3項…法律上は、理事・監事が6人以上の場合に限り、配偶者もしくは3親等以内の親族を1人だけ役員に加えることができる（法21）。

参考：第4項…法19

＜第14条＞

注1：第1項・第2項…理事長以外の理事が代表権を有しない場合、その旨を明記することが望ましい。なお、理事長以外にも法人を代表する理事がいる場合には、例えば「理事長及び常務理事は、この法人を代表する。」というような記載をすること。（法16）。

注2：第3項…副理事長が1人の場合は、「理事長があらかじめ指名した順序によって、」という記載を要しない。

参考：第5項…法18

- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、【 】年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

注3：監事は代表権を有しない。

<第15条>

注1：第1項…必要的記載事項（法24①（役員任期は2年以内において定款で定める期間とする。））

注2：第2項…法人運営の円滑化を図るため、第13条において役員を総会で選任する旨を明記している場合に限り、法24②の規定に基づき、任期伸長規定を置くことができる。

注3：第4項…役員が存在しない期間が生じた場合、法人が損害を被るおそれもあることから、前任者は、辞任又は任期満了後においても応急的に業務執行義務を負うものとされている。しかし、新たな権限の行使まで認められるものではないから、至急後任者を選任する必要がある。なお、この規定を根拠に2年を超えて役員任期を伸長することはできない。

<第16条>

参考：法22

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 19 条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において

<第17条>

注：役員の解任は総会の議決の他、理事会の議決やその他の機関の議決でも構わない。

<第18条>

参考：第 1 項…法 2 ②一ロ

注：第 3 項…総会以外に理事会等の機関の議決でも構わない。

<第 5 章>…会議に関する事項は必要的記載事項（法11①七）

<第20条>

参考：法14の2及び法14の3

<第22条>

注：定款で理事会等に委任しているものの以外は全て総会の議決事項（法14の5）。

なお、法定の総会議決事項（定款の変更、解散及び合併）以外の事項については、理事会等の議決事項とすることができる（第31条参照）。

同じ。) その他新たな義務の負担及び権利の
放棄

(9) 事務局の組織及び運営

(10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度【 】回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の【 】分の【 】以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、第 23 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から【 】日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の【 】分の【 】以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数

<第23条>

注 1：第 1 項…少なくとも年に 1 回通常総会を開催する必要がある（法14の2）。

参考：第 2 項第 1 号…法14の 3 ①

注 2：第 2 項第 2 号…社員総数の 5 分の 1 以上を必要とするが、定款をもってこれを増減することは可能（法14の 3 ②）

<第24条>

注：第 3 項…総会の招集は、定款で定めた方法により、少なくとも総会の日の 5 日前までに行われなければならない（法14の4）。

<第26条>

注：定款変更の際の定足数は、定款に特別の定めがない限り、社員総数の 2 分の 1 以上である（法25②）。

<第27条>

参考：第 1 項…法14の6

のときは、議長の決するところによる。

- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

- 第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
 - 3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
 - 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名押印又は署名しなければならない。
 - 3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

注：第 3 項…書面以外に電磁的記録（規則 2）による同意の意思表示を可能とする規定を置くこともできる（法 14 の 9 ①）。

<第 28 条>

参考：第 1 項及び第 2 項…法 14 の 7

注：書面による表決に代えて、電磁的方法による表決を可能とする規定を置くこともできる（法 14 の 7 ③）。（電磁的方法とは、電子情報処理組織を使用する方法等。例えば、電子メールなどがこれに該当する（規則 1）。）

参考：第 4 項…法 14 の 8

<第 29 条>

注：第 2 項…署名押印、記名押印、署名、記名のいずれの規定も可能。ただし、登記手続で議事録を使用するときは、当該議事録の作成前に、議事録への押印の必要性等について管轄の法務局に確認することが望ましい。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 暫定予算
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の【 】分の【 】以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から【 】日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも【 】日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

<第6章>…会議に関する事項は
要的記載事項（法11①七）

<第31条>

注：総会の権能と整合性をとる（第22条参照）。

(議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法により表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名押印又は署名しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費

<第35条>

参考：第2項…法17

<第37条>

注：第2項…署名押印、記名押印、署名、記名のいずれの規定も可能。ただし、登記手続で議事録を使用するときは、当該議事録の作成前に、議事録への押印の必要性等について管轄の法務局に確認することが望ましい。

<第7章>…必要的記載事項（法11①八及び九）

<第38条>

- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

<第39条>

注：特定非営利活動に係る事業のみを行う場合は以下のように記載。

例：この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

<第40条>

注：総会の議決以外に、理事会等の機関の議決でも構わない。

<第41条>

注：「法第27条各号に掲げる原則」とは、正規の簿記の原則、真実性、明瞭性の原則及び継続性の原則をいう。

<第42条>

注：特定非営利活動に係る事業のみを行う場合は以下のように記載。

例：この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

<第43条～第45条及び第48条>

注：平成15年の法改正から「予算準拠の原則」は削除されている（法27一）。現行法上、予算管理を行うか否かは法人の任意であることから、予算管理を行わない場合又は内規等で予算管理を行う場合は、記載を要しない。

<第44条>

注：本条の規定は、予算の決定を総会の権能としている法人において、何らかの事情によりすぐに総会が開催できないなどの場合を想定して理事会の決議で当面の収益費用を講じることができるようにするためのもので

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年【 】月【 】日に始まり翌年【 】月【 】日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の【 】分の【 】以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）

あり、予算の決定を理事会の権能としている法人については記載を要しない。

<第47条>…必要的記載事項（法11⑩十）

<第 8 章>…定款の変更と解散に関する事項は必要的記載事項（法11⑩十二及び十三）

<第49条>

参考：法25

注 1：定款変更の際には、定款に特別の定めがない限り、社員総数の 2 分の 1 以上が出席し、その出席した社員の 4 分の 3 以上の議決が必要となる。

注 2：法25③に規定する以外の事項（所轄庁の認証が不要であり、届出のみで定款の変更ができる事項）は、次をいう。

- ・事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）（第 2 条参照）
- ・役員の定数に関する事項（第12条参照）

- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類
その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事
項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

（解散）

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散
する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功
の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散する
ときは、正会員総数の【 】分の【 】以上の承
諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所
轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第 51 条 この法人が解散（合併又は破産手続き開
始の決定による解散を除く。）したときに残存す
る財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、
【 】に譲渡するものとする。

- ・資産に関する事項（第 7 章参照）
- ・会計に関する事項（第 7 章参照）
- ・事業年度（第 47 条参照）
- ・残余財産の帰属すべき者に係るもの
を除く解散に関する事項（第 8 章参
照）
- ・公告の方法（第 9 章参照）

<第50条>

参考：第 1 項…法31①

第 1 号…法31①一

第 2 号…法31①三

第 3 号…法31①四

第 4 号…法31①五

第 5 号…法31①六

第 6 号…法31①七

第 7 号以下…法31①二（定款で定めた
解散事由の発生）

注：第 2 項…解散の際には、定款に特
別の定めがない限り、社員総数の 4 分
の 3 以上の承諾が必要となる（法31の
2）。

参考：第 3 項…法31②

<第51条>

参考：法11③、法32

注 1：【 】に記載する「残余財産
の帰属すべき者」は、次から選定され
なければならない（法11③）。

- ・他の特定非営利活動法人
- ・国又は地方公共団体
- ・公益財団法人又は公益社団法人
- ・学校法人
- ・社会福祉法人
- ・更生保護法人

注 2：帰属先を定めない場合、又は帰
属先が明確でない場合は、国又は地方
公共団体に譲渡されるか国庫に帰属
されることとなる（法32②③）。

(合併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の【 】分の【 】以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、【 】に掲載して行う。

【第 53 条下線部のただし書の記載例】

①官報に掲載する場合

→「ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、官報に掲載して行う。」

②日刊新聞紙に掲載する場合

→「ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、〇〇新聞に掲載して行う。」

③電子公告とする場合

(法人のホームページ)

→「ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。」

(内閣府NPO法人ポータルサイト)

→「ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載して行う。」

※事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法についても定める場合

→「ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。なお、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、〇〇新聞に掲載して行う。」

<第52条>

注：定款に特別の定めがない限り、合併の際には、社員総数の4分の3以上の議決が必要（法第34条）。

<第9章>…必要的記載事項（法11①十四）

<第53条>

注1：公告とは、第三者の権利を保護するため、第三者の権利を侵害するおそれのある事項について広く一般の人に知らせることである。法人の活動実態に応じて、官報、日刊新聞やインターネットホームページを選択して記載することが考えられる。

注2：官報以外の公告方法を選択した場合であっても、以下の①及び②の公告については、選択した公告方法に加え、官報に掲載して行う必要がある。

①解散した場合に清算人が債権者に対して行う公告（法31の10④）

②清算人が清算法人について破産手続開始の申立を行った旨の公告（法31の12④）

注3：貸借対照表の公告（法28の2）の方法については、次の4つが認められており、この範囲内で他の公告事項とは別に公告方法を定めることができる。

①官報に掲載

②日刊新聞紙に掲載

③電子広告

④主たる事務所の公衆の見やすい場所への掲示

注4：電子公告の場合、「法人のホームページ」「内閣府NPO法人ポータルサイト」に掲載して行う。

④主たる事務所の公衆の見やすい場所へ掲示する場合

→「ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。」

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	○	○	○	○
副理事長	○	○	○	○
理事	○	○	○	○
同	○	○	○	○

監事	○	○	○	○
同	○	○	○	○

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条

ルサイト」等公告する媒体を特定しなければならない。

注5：複数の手段を重ねて記載することはできるが、「又は」とするような選択的な方法を定めることは、定款を見ただけでは公告方法を確定的に理解できないため認められない。

注6：掲載期間等について

＜官報、日刊新聞紙に掲載する場合＞

掲載回数は1度、掲載内容は貸借対照表の要旨で足りる。

＜電子公告の場合＞

作成の日から起算して5年経過した日を含む事業年度の末日までの間継続して掲載する。

＜法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する場合＞

1年間掲示する。

＜附則＞

注1：設立当初の記載内容は、成立後において変更しない。

注2：第2項…必要的記載事項（法11②）

役員名簿の記載内容と一致させる。

注3：第3項…至年月日は、成立の日から2年を超えてはならない。

第1項の規定にかかわらず、成立の日から【 】年【 】月【 】日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から【 】年【 】月【 】日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- | | |
|-------------|------------|
| (1) 正会員入会金 | 〇〇〇円 |
| 正会員会費 | □□□円（1年間分） |
| (2) 賛助会員入会金 | △△△円 |
| 賛助会員会費 | ▽▽▽円（1年間分） |

総会の開催時期を考慮に入れ、役員任期の末日を事業年度の末日の2～3ヶ月後にずらしておく、法人運営に支障をきたすおそれが少ない（第15条注2参照）。

注4：第5項…法人成立の日から1年を超えてはならない。

注5：第6項…正会員以外の会員について定める場合は、正会員と区別して記載する。設立当初に入会金や会費を規定しない場合は当該文言を削除する。

＜定款を変更する場合＞

変更するごとに附則を追加し、変更の記録を残しておく、いつ変更したのかわかりやすくなります。

（附則を追加する場合の例）

附 則

この定款は、 年 月 日から施行する。

※認証に係る定款変更を行う場合、二付（認証日）は申請時には空欄とし、認証後に認証日を記載する。